



清涼飲料水製造業における営業 許可制度の課題について

2018年9月26日
一般社団法人全国清涼飲料連合会

≫ 清涼飲料水とは

乳酸菌飲料、乳及び乳製品を除く酒精分1容量パーセント未満を含有する飲料をいう（粉末清涼飲料を除く）。炭酸飲料、果実飲料、コーヒー飲料、茶系飲料、ミネラルウォーター類、豆乳、野菜飲料、スポーツ飲料等が該当する。

容器としては、缶（スチール、アルミ）、ペットボトル、ボトル缶、紙容器（チルド容器、LL容器）、びん（リターナブル、ワンウェイ）、パウチ、BIB（バッグインボックス）等多種多様な容器があり、生産設備は専用もしくは兼用（缶とボトル缶など）となっている。

≫ 清涼飲料業界の事業規模(2018年度版清涼飲料水関係統計資料(全清飲編)より)

2017年（1～12月）は、生産量が前年比101.7%となり、生産者販売金額は前年比101.8%の3兆9,478億円となった。

【清涼飲料水製造業との重複許可業種】

清涼飲料水の定義では、乳酸菌飲料や乳製品を除くことになっているが、同一の生産設備で乳酸菌飲料や乳製品（乳飲料）の生産も可能であることから、重複して許可を取得し生産している場合がある。

（１）乳酸菌飲料製造業

「乳酸菌飲料」を生産する場合、「乳酸菌飲料製造業」の許可が必要になる。例えば、「清涼飲料水」としてPETの果実飲料を生産している設備で「乳酸菌飲料」に該当する商品を生産する場合は、別途「乳酸菌飲料製造業」の許可が必要になる。

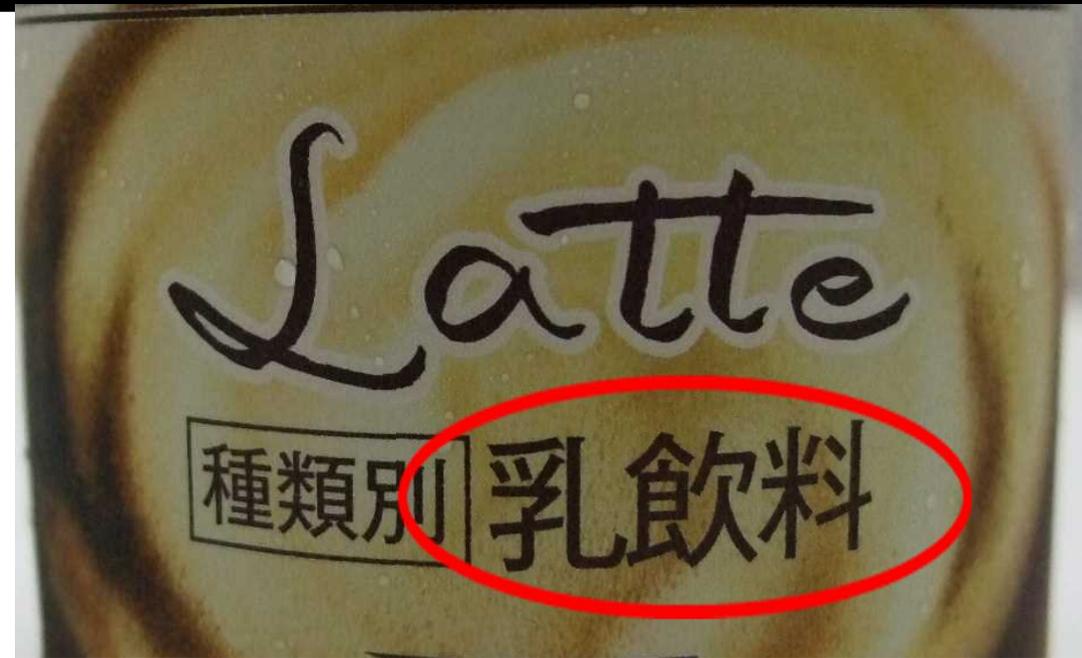
乳酸菌飲料：乳等を乳酸菌又は酵母で発酵させたものを加工し、又は主要原料とした飲料（発酵乳を除く。）（乳等省令）

(2) 乳製品製造業

「乳製品（乳飲料）」を生産する場合、「乳製品製造業」の許可が必要になる。例えば、清涼飲料水として缶コーヒーを生産している設備で「乳飲料」に該当する商品（乳飲料に該当するカフェオレ等）を生産する場合は「乳飲料製造業」の許可が必要になる。カフェオレタイプの飲料は、乳固形分の含有率によって、清涼飲料水（コーヒー飲料）と乳製品（乳飲料）の両方が存在する。

乳飲料：生乳、牛乳若しくは特別牛乳又はこれらを原料として製造した食品を主要原料とした飲料（乳等省令）
重量百分率で乳固形分3.0%以上の成分を含有するもの（飲用乳の表示に関する公正競争規約）

営業許可制度における課題



一括表示

●品名 **コーヒー飲料** ●原
材料名 牛乳、砂糖、コー
ヒー、食塩、香料、乳化剤、
カゼインNa、安定剤(カラ
ギナン) ●内容量 280ml
●賞味期限 キャップに記
載 ●保存方法 高温・直
射日光をさけてください

一括表示

●種類別名称 **乳飲料** ●商品名: Latte
●無脂乳固形分: 2.8% ●乳脂肪分: 0.8% ●原材
料名: 牛乳、砂糖、コーヒー、脱脂粉乳、乳等を主要
原料とする食品、デキストリン/乳化剤 ●内容量:
135g ●賞味期限: 缶底下段に記載 ●開缶後の取
扱: 開缶後はすぐにお飲みください。 ●製造

(3) 営業許可取得のステップ例

- ①生産開始時に、清涼飲料水（果汁飲料等）を生産する場合、「清涼飲料水製造業」の許可を取得する。
- ②生產品目を追加し、同一生産設備で乳酸菌飲料（カルピス等）を生産する場合「乳酸菌飲料製造業」の許可を追加取得する。
- ③更に乳飲料を生産する場合「乳製品製造業」の許可を追加取得する。

(4) 課題、問題点

- ・ 営業許可を取得する時期が違う（設備を追加した場合も同様）ことから更新時期も違うため、取得している許可の更新時期に合わせて都度申請、更新する事になる。
- ・ 更新の手間、コストが許可の数だけかかるだけでなく、きっちり把握、管理できていないと、許可されていない設備（エリア）で製造するというリスクがある。

(5) 対応案

「清涼飲料水製造業」「乳酸菌飲料製造業」「乳製品製造業」をひとくくりにすることができれば手間、コストを減らせるだけではなく、コンプライアンス違反のリスクも解消できる。